

事 務 連 絡
令 和 6 年 4 月 9 日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

山形運輸支局長
(公印省略)

自家用車活用事業の実施に向けた不足車両数の算出方法と意向調査の
実施について

標記について、東北運輸局自動車交通部長より別添のとおり事務連絡がありました
ので、了知願います。

事 務 連 絡
令 和 6 年 4 月 1 日

山形運輸支局長 殿

自動車交通部長

自家用車活用事業の実施に向けた不足車両数の算出方法と意向調査の
実施について

標記について、令和6年3月29日付けで物流・自動車局旅客課長より別添のとおり事務連絡があったので了知されたい。

事務連絡
令和6年3月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

自家用車活用事業の実施に向けた不足車両数の算出方法と意向調査の実施について

自家用車活用事業の実施に向け、令和6年3月13日付けで一部地域のタクシーの不足車両数を公表し、意向調査を実施したところであるが、他の地域についても、タクシー事業者を実施の意向がある場合は速やかに自家用車活用事業を実施できるよう、下記のとおり取り扱うこととしたので、その旨了知されるとともに、遺漏なきよう取り図らねたい。

記

1. 大都市部のタクシー不足車両数について

札幌交通圏、仙台市、県南中央交通圏、千葉交通圏、大阪市域交通圏、神戸市域交通圏、広島交通圏、福岡交通圏については、既に公表した4地域同様、タクシー配車アプリのデータ等に基づき不足車両数の算出を行い、4月中に公表する。その後、意向調査を実施のうえ使用車両数を決定し、順次実施することとする。

2. 上記以外の地域

タクシーが不足する曜日及び時間帯と不足車両数を別紙のとおりとし、自家用車活用事業の取組を進める中でデータを収集し、より精緻な不足車両数を検証することとする。なお、地域の実情に鑑み、道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送の実施を妨げるものではない。

各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む）は、各タクシー事業者に対し、別紙の内容について通知するとともに、自家用車活用事業の実施の意向がある場合は申出書（別添1）を管轄の運輸支局へ提出するよう周知することとする。なお、申出書の提出は随時受け付けることとする。

タクシー事業者より申出書の提出があった場合は、当該営業区域に営業所を有する全てのタクシー事業者を対象に、7日間程度の期間を定め、自家用車活用事業の実施意向について調査することとする。調査にあたっては意向調査票（別添2）を活用されたい。

また、営業区域内の自治体が、特定の曜日及び時間帯にタクシー車両数が不足しているとして運輸支局へ申し出た場合は、申し出のあった曜日、時間帯及び不足車両数で自家用車活用事業の実施意向について調査することとする。

3. 結果のとりまとめと使用可能車両数の通知について

意向調査の結果についてはとりまとめ次第速やかに本省へ報告されたい。また、意向調査終了後10日後を目処に、調査結果を基に各社の使用車両数を決定、各事業者へ通知することとする。

(別紙)

タクシーが不足する時間帯と不足車両数

(タクシー配車アプリのデータ等に基づき不足車両数の算出を行う地域を除く)

車両数が不足する曜日及び時間帯	不足車両数
金・土 : 16 時台～ 翌5時台	各営業区域内の タクシー車両数 ^(※) の5%
営業区域内の自治体が、タクシー車両数が不足しているとして管轄運輸支局へ申し出た曜日及び時間帯	営業区域内の自治体が、タクシー車両数が不足しているとして管轄運輸支局へ申し出た車両数

(※)令和6年1月1日時点の事業計画上の配置車両数の合計

〇〇運輸支局長 殿

申 出 書

下記の営業区域及び営業所において、道路運送法第78条第3号に基づく自家用車活用事業を実施する意向があることを申し出ます。

(営業区域の名称)

(営業所の名称)

令和 年 月 日

名 称
住 所
代表者名

(担当者氏名)
(連絡先)